

秦漢時代の「朝位」空間

——「貴賤の等を辨ず」る「朝儀の位」¹——

The “Chao Wei” (朝位) space in Qin and Han Dynasties —— The place of the “imperial court ceremonies” which scolds the honor of noble ——

聶 寧*

NIE Ning

(要旨)

空間にある位置はイデオロギーの次元において、概念を実体化するための基礎の一つである。人間世界の権力構造はしばしば空間的なパターンで具象化・可視化されている。「朝」空間にある位置そのものが権力構造を反映していると言える。さらに、「朝」空間の役割を果たすために不可欠なのは、「朝位」である。

秦漢時代の「朝位」の上下・南北・東西・居中・内外の関係は、「朝」にいる人々の貴賤・尊卑を反映していた。

上層「朝位」空間にあるのは皇帝位である。これは朝位によって「君臨」を可視化するのである。「南面」・「北面」する朝位は君・臣の身分を表現していた。「南面」する皇帝位は親政している皇帝専用の朝位である。太后臨朝期の太后位は西にあり、太后が尊敬される身分を表現し、少帝位は東にあり、少帝の「朝」の主人的身分を反映していた。且つまた、文官と武官の朝位が明確に区分され、前者が東に、後者が西に配置されていた。「朝位」空間の全体を検討すると、諸朝位の中には「居中」位が実際に存在していたことがわかる。この「居中」区画には、帝国の君主位・帝国の准君主位・君主に拝謁する位があり、全て帝国の君主に関連していた朝位である。「居中」の諸朝位を連結して線にすれば、「朝」空間の中軸線が現れる。加えて、「朝位」は「貴賤の等を辨」(『周礼』夏官司馬)じて人々の身分を顕示する役割を果たしていた。「朝位」の内外の関係は、人々と皇帝との遠近を示し、皇帝との親疎の程度を反映し、帝国にとっての重要性を顕示していた。

すなわち、秦漢時代の「朝位」空間は、「朝」に所在する人物が、他人にとっていかなる関係にあり、帝国にとっていかなる価値を有しているかを示すものであった。

はじめに

『左伝』昭公十六年の条に「朝に位有り(有位於朝)」とあり、また、同書昭公十一年の条に「朝に著定有り(朝有著定)」、疏に「著定は、朝内列位の常処。之を表著と謂う(著

定、朝内列位常処、謂之表著)」とある²。

この3つの記述によれば、「朝」には定められた「位」があることがわかる。

また、『周礼』夏官司馬の司士条に、

朝儀の位を正し、其の貴賤の等を辨ず。

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程3年(The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)、西安外国語大学日本文化経済学院東北アジア研究中心(Lecturer of The Northeast Asian Research Center, School of Japanese Studies, Xi'an International Studies University)

王 南向し、三公 北面して東を上にする。
孤 東面して北を上にする。卿大夫 西面
して北を上にする。王族故士・虎士 路門
の右に在り、南面して東を上にする。大仆・
大右・大仆従者 路門の左に在り、南面
して西を上にする。

(正朝儀之位、辨其貴賤之等。王南向、
三公北面東上、孤東面北上、卿大夫西面
北上。王族故士・虎士在路門之右、南面
東上。大仆・大右・大仆従者在路門之左、
南面西上。)

とあり、「朝」にある「位」は「朝儀の位」
であり、定められたものであって、人の「貴
賤の等を辨ず」るものであることがわかる。

『大戴礼記』朝事に「貴賤に別あり、尊卑
に序あり、上下に差あるなり（貴賤有別、尊
卑有序、上下有差也）」とある。古えにおい
ては、人々のアイデンティティは貴賤・尊卑・
上下の区別があった。この区別が古代の社会
システムの基盤となっていた。人々が同じ空
間にいるとき、特定の位置場所を通して人々
のアイデンティティを区別する必要があっ
た。

「朝」空間内の人の位置が定められた。「朝」
空間内の異なる位置は人々の異なるアイデン
ティティを表していた。貴賤・尊卑・上下の
差は、可視的な「朝」空間において、「朝位」
の差異によって表現された。この「朝位」は
特定の場所を示す空間的概念である。

「朝位」について、曲柄睿は「漢代朝位有
広狭二義考」³で、漢代の朝位を朝官の位と定
義している。鐘志輝は「漢末公車令朝位変動
及「都官長史」考辨」⁴で公車令という朝官の
抽象的な序列（「朝」空間における具体的な
位置ではなく）の変動について検討している。
また、朝位の制度や、朝位はどのように定め
られたか、との問題について、伊藤徳男は「前

漢の九卿について」⁵で、阿部幸信は「漢代に
おける朝位と綏制について」⁶で論述してい
る。これらの先行研究において、朝位は、百
官である封君・異民族であることを問わず、
帝国の支配階層に属する全構成員の位階序列
であることを指摘している。朝位に関する先
行研究のなかで、官僚システムにある官吏の
位階序列・官吏制度について検討を行ったこ
とは特徴的であるが、「朝位」の根本的な意義・
目的は「朝」空間にいる人々の「貴賤の等を
辨」ずることであり、「朝」空間の不可欠な
要素であるため、官僚システムにある序列の
みを検討するのは不十分であり、君・臣の空
間的な朝位についても検討する必要がある。

空間的な席次について、岡安勇は「中国古
代史料に現われた席次と皇帝西面について」⁷
において、「君臣間の席次」「賓主間の席次」
「皇帝西面について」などの席次関係を検討
したが、「朝」空間を限定して「朝」空間に
ある位置を検討したとは言い難い。さらに、
「朝」空間は朝政を行う空間であり、「大朝
会」などの国家重大儀礼を行う空間であるた
め、「朝」空間における位置関係と一般的な
空間における位置関係を区別せずに検討す
るのは妥当であるとは言い難い。特に、皇太后
臨朝期の席次と皇帝親政期の席次を区別して
再検討する必要があると思われる。皇太后臨
朝期の「朝」空間には、二人の「陛下」が存
在する⁸。二人の「陛下」が同時に存在する
ときの朝位の設定は皇帝親政期の設定と異な
る。すなわち、親政期の皇帝の朝位と皇太后
臨朝期の少帝の朝位は区別して検討すべきで
ある。よって、「中国古代史料に現われた席
次と皇帝西面について」という席次に関する
先行研究はあるが、「朝」空間の諸朝位（皇
帝・少帝・臨朝皇太后・皇太子・官吏らの朝
位）に関する専論がないことは先行研究の問
題点であると考えられる。

したがって、本稿では、皇帝の空間的な諸朝位を重点に置いた上に、「朝」空間における具体的な位置（皇帝・少帝・臨朝皇太后・皇太子・官吏らの諸朝位）を明らかにし、「朝位」によって反映される尊卑・儀度を検討する。

1. 「殿上」における帝位・太后位・臣位

人間世界の権力構造は、しばしば空間的なパターンで具象化される。「朝位」自体は権力構造を反映している。

「朝」空間の諸要素の中で、中核的な位置にあるのは「殿」である。皇帝の「臨朝」する中枢空間として、「殿」は「朝」空間の中で最も高いアイデンティティを持っている人々のいる空間となった。「殿」において、「南面」する皇帝の朝位や、「東面」する臨朝太后の朝位および「西面」する少帝の朝位などは、「臨朝」する人物の異なるアイデンティティを反映している。

1.1. 「兩楹間」の「南面」する皇帝位

『史記』夏本紀に「禹 是に於て遂に天子の位に即き、南面して天下に朝し、国号を夏后と曰う。姓は姁氏（禹は是遂即天子位、南面朝天下、国号曰夏后、姓姁氏）」とある。遅くとも夏王朝の最初の君主であった禹が即位したとき、君主の朝位は「南面する」ことは固定化された。この「南面する」君主の朝位は世代代継承されて帝国時代に至っても変わらなかった。

『申鑒』時事に「天子 南面して天下を聴き、明に向いて治む（天子南面聴天下、向明而治）」とあり、『礼記』曲礼に「諸侯 北面して天子に見ゆ（諸侯北面而見天子）」とある。

この2つの記録には天子の位（南面）、およ

び臣下としての諸侯が天子に拝謁するときの位（北面）が記されている。

また、『史記』魯周公世家に「周公 成王に代わりて治むるや、南面して依を倍にし、以て諸侯を朝せしむ。七年の後に及び、政を成王に還すや、北面して臣の位に就く（周公之代成王治、南面倍依以朝諸侯。及七年後、還政成王、北面就臣位）」とあるように、周公が周の成王の代行者であったとき、君主の位に立ち、政務を執り、のちに「成王に政を還し」て代行者でなくなったとき、北面する臣下の位に戻った。

故に、南面する位は「君位」であり、北面する位は「臣位」である。南面と北面の違いは君と臣の違いの表現だと言える。

秦代に至り、『史記』秦始皇本紀に「秦海内を并して諸侯を兼ね、南面して帝と称す（秦并海内、兼諸侯、南面称帝）」とあるによれば、帝国において、同じく「南面」する位を皇帝の位とした。それに対して、『後漢書』竇融列伝に「且つて初めて本朝に事え、稽首して北面せしは、忠臣の節なり（且初事本朝、稽首北面、忠臣節也）」とあるように、北面は臣下の位であった。

『後漢書』皇后紀に「中平六年……并州牧の董卓 徴され、兵を将いて洛陽に入り、朝庭を陵虐し、遂に少帝を廢して弘農王と為し、而して協を立つ。是れを獻帝と為す。弘農王を扶えて殿より下し、北面して臣と称せしむ（中平六年……并州牧董卓被徴、将兵入洛陽、陵虐朝庭、遂廢少帝為弘農王而立協、是為獻帝。扶弘農王下殿、北面称臣）」とある。189年、後漢の実権は董卓によって握られた。野心を抱いていた董卓は、同族の董太后の孫である陳留王（のちの漢の獻帝）を皇帝に立てようとした。そのため、当時の少帝が廢位されて弘農王になると、代わって陳留王が皇帝に擁立された。少帝が廢位されたとき、「殿」

から下りて、臣下として北面して献帝に拝謁した。廃位された少帝の身分はこのときに変わり、弘農王となった。それに従って、「朝」空間における位置も変わった。「南面」から「北面」に変わり、また「殿」の上から「殿」の下に移動した。この位置の変化から皇帝の「朝位」は「殿上」にあることがわかる。しかも、君・臣の位置の異なりには方向の異なりのみならず、空間的な上下の異なりもあった。

且つまた、殿上の皇帝の専用空間は「帷幄」を設けることを通して表明された。そのため、皇帝の位が「帷幄」内に設置されたとも考えられる。さらに、『決疑要注』に「殿堂の上、ただ天子のみ床に居り、その余皆な席を幅く（殿堂之上、唯天子居床、其余皆幅席）」⁹とあることによれば、殿上の皇帝の位は「帷幄」内に設置される「床」（位の高い人が坐する台座）を通して表現されたと考えて間違いない。

そのうえに、皇帝の位は、「殿」のどの部分に設置されるか。この問題に対して、王莽の「撰に居て祚を踐む」ときの記録は手掛かりを与える。

『漢書』王莽伝には「安漢公（王莽）は撰ひざかけかんむりに居して踐祚するに、天子の鞞冕まじを服し、斧依を戸牖の間に背にし、南面して群臣を朝し、政事を聴く（安漢公居撰踐祚、服天子鞞冕、背斧依於戸牖之間、南面朝群臣、聴政事）」とある。すなわち、安漢公である王莽が天子の代行となり、天子の服装を着用して、朝廷において戸の間で斧の模様の屏風を背にして群臣たちに南向きに対面して政治を行ったと記している。王莽のこの群臣を朝する位は周公と同位に設置されている。前引した『史記』魯周公世家の記述は、この「倍依」が「斧依」を背にすることを示す。鄭玄はこれに「斧依、戸牖の間に斧文の屏風と為し、周公 前に立つなり（斧依、為斧文屏風於戸牖之間、周公

於前立也）」と注釈を附している。さらに、『儀礼』覲礼に「天子 戸牖の間に斧依を設け… 斧依を負う（天子設斧依於戸牖之間……負斧依）」とある。

以上の史料によれば、王莽の斧依を戸牖の間に背にして南面している朝位は皇帝の殿上の位と同位を指すと解釈できる。

しかし、「斧依」を設置する「戸牖の間」は殿上のどの領域を示すのであろうか。

「斧依」を設けたところは東西両階の間の殿上領域である。中央部に設置された可能性はある。なお、「南向する者 西を以て上と為す（南向者以西为上）」¹⁰（『決疑要注』）という順次もあるため、「斧依」の位は確実に中央部を指すのであろうか、或いは中央の西側を指すのであろうか。この問題について、直接的な記載はないが、皇帝の即位礼の關係記録から回答を得ることができる。

即位礼は「柩前」で行なわれ、「柩前即位」とも称されるため、「柩前」は新しい皇帝の最初の朝位と言える¹¹。したがって、「柩」の位置は「戸牖の間」に加えて、さらに皇帝の位を限定することとなると思われる。

皇帝が崩御した後、殯宮を前殿に設置して、「兩楹の間」¹²に「柩」を放置するのである。さらに、

史料 1

三公は尚書の顧命を奏し、太子は即日、天子の位に柩前に即く。太子の皇帝の位に即き、皇后の皇太后と為るを請う。奏可とせられ、群臣は皆 出で、吉服して入り会すること儀の如くす。太尉は阼階より升起、柩の御坐に当たり、北面して稽首し、策を読む。畢われば、伝国の玉璽・綬を以て、東面し跪きて皇太子に授く。皇帝の位に即く。中黄門は兵を掌る。玉具・随侯の珠、斬蛇の宝剑を以て太尉

に授く。群臣に告令し、群臣は皆 伏して万歳を称う。或た天下に大赦す。使者を遣はし詔して城門・宮門を開き、屯衛の兵を罷む。群臣・百官は罷り、入るに喪服を成すこと礼の如くす。兵官は戎る。三公・太常は礼の如くす。

(三公奏尚書顧命、太子即日即天子位於楹前、請太子即皇帝位、皇后為皇太后。奏可。群臣皆出、吉服入会如儀。太尉升自阼階、當楹御坐北面稽首、誦策畢、以伝国玉璽綬東面跪授皇太子、即皇帝位。中黃門掌兵以玉具、隨侯珠、斬蛇宝剑授太尉、告令群臣、群臣皆伏称万歳。或大赦天下。遣使者詔開城門、宮門、罷屯衛兵。群臣百官罷、入成喪服如礼。兵官戎。三公太常如礼。) ¹³

ということになる。「楹」は柱であり、「兩楹の間」は2つの柱の間を指す。

図1 漢長安城の桂宮明光前殿の復元上層平面図、および図2福建崇安閩越王宮前殿図の示すように、秦漢時代の前殿の柱の配置は、2種類ある。一つは図1のように、ほぼ宮殿の中軸線上に柱を建てるもの、また一つは図2のように、中軸線上には柱を建てず、その両側に建てるものの2種類の柱の配置が存在することから、秦漢時代においては、中軸線を重視する意識が後世より薄かったと推測することができる。

総括すれば、殿上の皇帝の位は「戸牖の間」の前かつ「兩楹の間」にある。この位は殿の中軸線に位置しており、または中軸線より更に西に位置している、という2つの可能性がある。ただ、この位は正階としての「東西兩階」の間にあったことは間違いない。

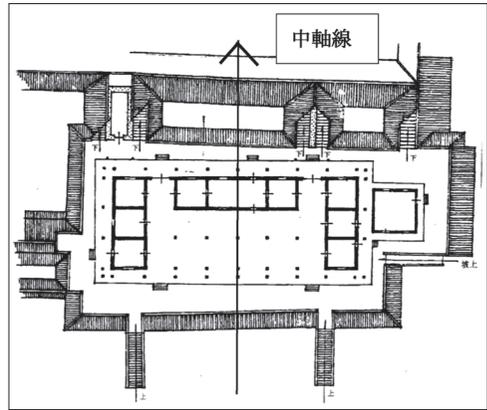


図1 漢長安城の桂宮明光前殿の復元上層平面図
出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）
247頁の原図を元に中軸線を筆者加筆

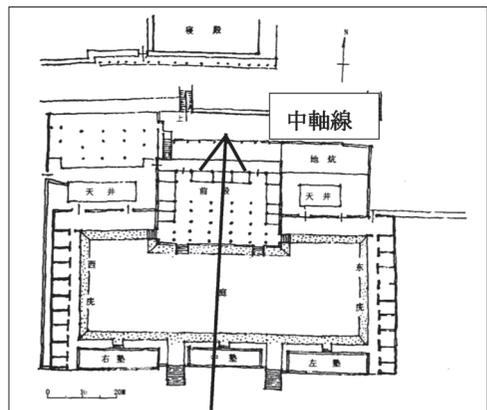


図2 福建崇安閩越王宮前殿図
出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）
316頁の原図を元に中軸線を筆者加筆

しかし、「兩楹間」にある「南面」する皇帝位は、皇帝が親政しているときの朝位である。皇帝が政権を握っておらない太后臨朝の時期において、少帝の朝位は「南面」するものではなかった。

1.2. 「東面」する太后位と「西面」する少帝位¹⁴

太后位については、下記の『史記』季布伝の記載から検討をはじめます。

孝恵の時、(季布) 中郎将と為る。单于嘗て書を為りて呂后を嬖り、不遜なり。

呂后大いに怒り、諸將を召して之を議せしむ。上將軍樊噲曰く、「臣願わくは十万の衆を得て、匈奴の中を横行せん」と。諸將皆な呂后の意に阿りて曰く、「然り」と。季布曰く、「樊噲は斬る可きなり。夫の高帝兵四十余万の衆を將いですら、平城に困しみき。今、噲奈何ぞ十万の衆を以て匈奴の中を横行せん。面り欺くなり。且つ秦胡を事とせるを以て、陳勝等起これり。今に於いて創痍未だ瘳えざるに、噲又た面諛し、天下を揺動せんと欲す」と。是の時殿上皆な恐る。太后朝を罷む。遂に復た匈奴を撃つ事を議せず。

(孝惠時、為中郎將。単于嘗為書嫚呂后、不遜、呂后大怒、召諸將議之。上將軍樊噲曰「臣願得十萬衆、横行匈奴中。」諸將皆阿呂后意、曰「然」。季布曰「樊噲可斬也！夫高帝將兵四十余萬衆、困於平城、今噲奈何以十萬衆横行匈奴中、面欺！且秦以事於胡、陳勝等起。於今創痍未瘳、噲又面諛、欲揺動天下。」是時殿上皆恐、太后罷朝、遂不復議擊匈奴事。)

上記の『史記』季布伝の資料は、臨朝の呂太后が殿上で政務をとり、諸將と朝議を行った場面を記録している。

また、『後漢書』杜根伝に、

時に和熹鄧后臨朝し、権は外戚に在り。(杜)根以えらく、安帝年長なれば、宜しく政事を親らすべしと。乃ち同時の郎と与に上書して直諫す。太后大いに怒り、(杜)根らを収執し、盛るに縑の囊を以てし、殿上に於いて之を撲殺せしめんとす。

(時和熹鄧后臨朝、権在外戚。根以安帝年長、宜親政事、乃与同時郎上書直諫。

太后大怒、収執根等、令盛以縑囊、於殿上撲殺之。)

とある。つまり、永初元年(107年)、鄧太后が臨朝していたため、後漢の実権は外戚に握られていた。杜根らは、安帝が成長したので、親政す(国政を自ら執る)べきであると上書して直諫した。鄧太后は大いに怒り、上書した杜根らを殿上で殺そうとした。この「上書して直諫」したところは殿上であり、「撲殺せしめんとす」ところも殿上である。したがって、臨朝していた鄧太后の位は殿上にあったに違いない。

この2つの史料により、臨朝太后の位は殿上にあったと判断できる。

漢代において、少帝即位、皇太后が臨朝して少帝の代わりに摂政した期間は短くなかった¹⁵。ところで、皇太后臨朝のときに、太后と少帝の位は「南面」ではなかった。

『独断』に「后摂政し、則ち后前殿に臨み、群臣を朝す。后東面し、少帝西面す。群臣の奏事上書は、皆な両通を為り、一は太后に詣し、一は少帝に詣す(后摂政則后臨前殿朝群臣、后東面、少帝西面、群臣奏事上書皆為両通、一詣太后、一詣少帝)」とあり、太后臨朝期において太后と少帝とが共に前殿に出て政を聴いたことを明確に記している。「朝」空間では、殿上に坐す太后は東面し、少帝は西面していた。ここで注目したいのは太后と少帝の位は「南面」ではないということである。この時、少帝が南面しない理由は、少帝が母親の皇太后に対する尊敬の念を表す必要性があるということと関係があると思われる。すなわち、孝が重視される漢代では、「朝」空間において、母親に対する少帝の尊敬を反映する必要がある、それが尊敬は太后と少帝の位を通して可視化されているのである。しかし、太后は皇帝ではない。そ

のため、「朝」空間で皇帝の位に即いてはならない。故に、「南面」の皇帝の位は太后臨朝期に空席となった。そのうえに、太后の位は西にあり、少帝の位は東にある。西の位は賓位と称され、東の位は主位と称される。『説文解字』に「賓、敬ぶ所なり（賓、所敬也）」とある。したがって、太后が西位につくことは尊敬される身分を表現しているのではなからうか。同時に、「朝」空間において、少帝が東位につくことも皇帝の「朝」の主人的身分を反映していると考えられる。

上記に述べてきた内容において、もう一度強調したいところがある。それは、太后臨朝期の少帝の位は「南面」ではないことである。すなわち、太后臨朝期において、「南面」の皇帝の位は空席となったのである。

皇帝親政期の皇帝の位が太后臨朝期の少帝の位とは異なることは、皇帝と少帝の身分の差異を反映している。この差異は空間的な位置によって可視化されたのである。太后臨朝期の「南面」の皇帝位が空席となった状況は、「朝」空間に設けた「南面」皇帝位が親政皇帝専用のものである特徴を表現している。つまり、「朝」空間において、「南面」の帝位に着席できるのは親政している皇帝のみである。これは「朝」空間の「南面」帝位の特殊性の表現である。

この特殊性は、皇帝の身分がいかなる空間においても反映される。つまり、皇帝が「朝」空間以外のところで即位するとき、「南面」する位に即くことは、皇帝の身分を明示していたのである。

実情を考えると、表1のように臨時的に皇帝の即位空間を設置したことがある。

表1は、漢の高祖皇帝・文帝・光武帝の即位場所を記録している。これらの臨時的に設置された即位空間において、皇帝（天子）位は帝位の「南面」という特徴によって表現されていたと考えられる。

このほかに、皇帝の「行在所」¹⁶は「朝」空間以外に皇帝位を設置したもう一つの例である。

皇帝の「行在所」は移動的な空間であり、「朝」空間の機能を遂行し、臨時的な政務をとる空間とみなされる。この空間においては、殿・陛・廷・殿門・闕などの「朝」空間にある空間装置は一切完備されていない。したがって、この空間において、皇帝と臣下の貴賤・尊卑・上下および身分の異なりは「南面」の君位と「北面」の臣位によって表現されると考えられる。これは「朝」空間の抽象的な意義が具象化された証である。

ところで、上で言及した太后臨朝期には、殿上で太后は東面し、少帝は西面したという

表1 「朝」空間以外における漢代皇帝即位の事例

	記 載	出 典
高祖	甲午、乃即位皇帝汜水之陽。	『史記』高祖本紀
文帝	遂馳入代邸。群臣從至。(中略)臣謹請(与)陰安侯列侯頃王后与瑯邪王、宗室、大臣、列侯、吏二千石議曰「大王高帝長子、宜為高帝嗣。願大王即天子位。」……群臣皆伏固請。代王西向讓者三、南向讓者再。丞相平等皆曰「臣伏計之、大王奉高帝宗廟最宜称、雖天下諸侯万民以為宜。臣等為宗廟社稷計、不敢忽。願大王幸聽臣等。臣謹奉天子璽符再拜上。」代王曰「宗室將相王列侯以為莫宜寡人、寡人不敢辭。」遂即天子位。	『史記』孝文本紀
光武帝	乃命有司設壇於鄗南千秋亭五成陌。六月己未、即皇帝位。	『東觀漢記』光武帝紀

歴史的記録は、南北面の君臣位のほかに、東西面の賓主位があることを表明している¹⁷。太后の位は西にあり、少帝の位は東にある。西の位は賓位であり、東の位は主位である。前述した通り、「朝」空間において、西にある賓位を尊としたという特徴もある。すなわち、「東面為尊」は朝位の特徴の一つである。

しかるに、「東面為尊」の朝位状態は、皇帝が不在の場合にはより多く現れる。

皇帝が「朝」空間にいないときは、「南北面」に反映される君臣の関係もない。そのため、皇帝不在の場合、「南面」の君位も存在する必要はなく、他の位置関係でこの空間にいる人たちの差を反映するのである。「朝」空間に在席する人物の身分や群臣の官位の高低などは、皇帝がその場に在席する場合、皇帝との距離によって表現され、皇帝から近いほど高くなるが¹⁸、皇帝がそこに不在の場合、別の位置関係によって表現される必要が生じる。その別の位置関係こそが「東面為尊」であった。

後漢の靈帝四年、司徒府での「熹平論曆」はその一例である。司徒府は宮城外に設置され、皇帝が日常的に行く場ではないが、官吏の会議を行う場である。司徒府の百官朝会殿で官吏を参加主体とする朝議はよく行われた。

『後漢書』律曆志の熹平論曆の条に「乙卯、詔書もて三府に下し、儒林の明道なる者と詳議せしめ、務めて道真を得しむ。群臣を以て司徒府に会して議せしむ（乙卯、詔書下三府、与儒林明道者詳議、務得道真。以群臣会司徒府議）」とある。

その会議の位置関係については、「百官府に会す。公は殿下に東面し、校尉は南面し、侍中・郎将・大夫・千石・六百石は重なり行なりて北面し、議郎・博士は西面す。戸曹令史は坐中に当りて詔書を読み、公は議す（百

官会府公殿下、東面、校尉南面、侍中・郎将・大夫、千石・六百石重行北面、議郎・博士西面。戸曹令史当坐中而読詔書、公議）」¹⁹との記載がある。

すなわち、「熹平論曆」の際、司徒府において、地位最高の司徒は西側に位置して東面している。「南面」は校尉の位となっている。

同向の位において、「東向する者 北を以て上と為し、南向する者 西を以て上と為し、西向する者 南を以て上と為し、北向する者 東を以て上と為すなり（東向者以北為上、南向者以西為上、西向者以南為上、北向者以東為上也）」²⁰（『決疑要注』）という順次で並ぶ。

また、皇帝の使者が皇帝の代理人として郡国に派遣されたとき、西にある「東面」する位につくこととなっている。例えば、『史記』南越列伝に「元鼎四年、漢安国少季をして往きて王・王太后を諭（さと）さしむるに、入朝して内諸侯に比するを以てす……王・王太后……乃ち酒を置き……（漢）使者は皆な東向し、太后は南向し、王は北向し、相嘉・大臣は皆な西向し、坐に侍して飲す（元鼎四年、漢使安国少季往諭王・王太后以入朝、比内諸侯……王・王太后……乃置酒……（漢）使者皆東向、太后南向、王北向、相嘉・大臣皆西向、侍坐飲）」とある。

この時の位の順次は西（東向）・北（南向）・南（北向）・東（西向）であり、「東向」を最高位とした。

その他、『東觀漢記』桓榮伝に「顯宗即位するや、桓榮を尊ぶに師の礼を以てす。常に太常府に幸し、榮をして東面して坐せしむ（顯宗即位、尊桓榮以師礼。常幸太常府、令榮坐東面）」とあるように、皇帝は君主のアイデンティティを強調しないとき、あるいは尊敬の意を表したいとき、「東面為尊」の順次にしたがって位につかせた。

この位の順次は鴻門の会の記録にも反映さ

れている。『史記』項羽本紀に「項王・項伯は東向して坐す。亜父は南向して坐す。亜父とは、范増なり。沛公は北向して坐す。張良は西向して侍す（項王・項伯東向坐。亜父南向坐。亜父者、范増也。沛公北向坐、張良西向侍）」とある²¹。この条は、項羽・項伯は東に向いて上座に座り、范増は南向き、劉邦は北向き、張良は西向きにそれぞれ坐った場面を記述している。

「東面為尊」という位の順次は秦漢時代の「朝」空間のみならず、非「朝」空間にも用いられた。すなわち、「東面為尊」は「朝位」空間特有の位置関係ではなく、非「朝」空間にも広く用いられる普遍性を持った位置関係であった。したがって、「南面」の位を最上位とする位置関係は、「東面為尊」の普遍性とは異なる「朝位」空間に特有の位置関係であり、特殊性・唯一性を持った位置関係であると言える。

1.3. 「殿上」における臣位

『漢書』霍光伝に「群臣 次を以て殿に上り、昌邑王を召して前に伏して詔を聴かせむ（群臣以次上殿、召昌邑王伏前聴詔）」とある。この条は昌邑王の劉賀が廃位された際、官僚らが皇太后とともに廃位を行った記録である。すなわち、「殿上」には臣下の位も設けられている。この時殿上に上った群臣は、大司馬大將軍・車騎將軍・度辺將軍・前將軍・後將軍・宜春侯・当塗侯・隨桃侯・杜侯・京輔都尉・司隸校尉と、丞相・御史大夫・太僕・太常・大司農・宗正・少府・廷尉・執金吾・大鴻臚・左馮翊・右扶風・長信少府・典屬国・諸吏文学光祿大夫・太中大夫である。

また、『漢書』叔孫通伝の漢七年十月の朝会に関する記述において、「功臣・列侯・諸將軍・軍吏、次を以て西方にしがわに陳んで東向す。文官の丞相以下、東方ひがしがわに陳んで西向す（功臣

列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東向。文官丞相以下陳東方、西向）」とあることによれば、劉賀が廃位されたとき、「殿上」における官僚らの位は、おそらく大司馬大將軍・車騎將軍・度辺將軍・前將軍・後將軍・宜春侯・当塗侯・隨桃侯・杜侯・京輔都尉・司隸校尉が西側に立って東を向き、丞相・御史大夫・太僕・太常・大司農・宗正・少府・廷尉・執金吾・大鴻臚・左馮翊・右扶風・長信少府・典屬国・諸吏文学光祿大夫・太中大夫が東側に立って西を向いたと推定される。

しかし、上記に記されているのは皇帝廃位決行時の「殿上」における官僚らの位であり、廃位された昌邑王劉賀の位を含まない。その時点で、廃位により、劉賀の身分は皇帝ではなく、臣下であるべきであり、皇帝の位に着席するわけにはいかない。したがって、上記の「功臣・列侯・諸將軍・軍吏、次を以て西方に陳んで東向す。文官の丞相以下、東方に陳んで西向す」という「東向」・「西向」の臣下位の以外に、また「北面」の臣下位があった。この臣下位について、次の記述から関連する内容を見出すことができる。

『後漢書』礼儀志の朝会条に、

歳首 正月毎に、大朝を為して賀を受く
……二千石以上は殿に上りて万歳を称う。
(毎歳首正月、為大朝受賀……二千石以上上殿称万歳。)

とある。唐の李賢の注に、

蔡邕の独断に曰く、「三公 璧を奉り殿に上り、御坐に向いて北面す。太常 贊して曰く、「皇帝 君が為に興つ」と。三公 伏し、皇帝 坐すれば、乃ち璧を進む。古語に曰く、「御坐すれば則ち起つ」と。此の謂なり」と。

(蔡邕独断曰、「三公奉璧上殿、向御坐、北面、太常贊曰「皇帝為君興。」三公伏、皇帝坐、乃進璧。古語曰「御坐則起」、此之謂也。)

とある。

ここで注目したいのは皇帝の御座に向かって北面する三公の位である。また、『周礼』夏官司馬の司士条に「王 南向し、三公 北面して東を上にする(王南向、三公北面東上)」とあり、三公の太尉・司徒・司空が「北面」する位にいることがわかる。「北面」する位は皇帝に拝謁する臣下の位である。前に言及した劉賀が廃位された際、廃位の詔を聴いているときの劉賀の朝位は、この「北面」する位であると判断できる。

総じていえば、殿上における臣下の位は、東に配置されている文官の位と西に配置されている武官の位および「御坐に向いて北面する位がある。「北面」するかどうかは、皇帝に拝謁するかどうかによって変わるのである。つまり、官僚らは皇帝に拝謁するとき、「北面」し、拝謁しないとき、「北面」しないのである。「北面」の位は、「南面」の皇帝と相対的な臣下の身分を強調する役割を果たす。

2. 「殿上」・「殿下」の「太子」位

上記の「殿上」にある諸朝位のほかに一つの特異な朝位がある。それは即位礼を行う時の「殿上」における皇太子の位である。史料1の『後漢書』礼儀志の大喪条を再読しよう。

史料1により、皇太子は先帝の「柩」の前で即位することがわかる。「柩」は「両楹の間」に位置するため、このときの太子の位も「両楹の間」に位置すると判断できる。前引した「太尉は阼階より昇り、柩の御坐に当たり、北面して稽首し、策を読む」という記述によ

れば、即位礼は「柩」の南側で行うことがわかる。そのうえ、「(太尉が) 伝国の玉璽・綬を以て、東面し跪きて皇太子に授く」という記述によれば、太子が伝国の玉璽・綬を受ける時点において、西面していたことがわかる。後に、「皇帝位に即く」時点において、太子は皇帝になったため、南面するようになったのである。

これは太子が皇帝の位に即く際の「殿上」における朝位である。しかし、「皇太子を拝するの儀(拝皇太子之儀)」を行う時、太子の位は「殿上」に位置しておらず、「殿下」に置かれたのである。

『後漢書』礼儀志の拝皇太子条に、

皇太子を拝するの儀。百官 会し、位定むれば、謁者 皇太子を引きて御坐の殿下に当たり、北面せしむ。司空 太子の西北に当たり、東面して立つ。策書を読み、畢われば、中常侍 皇太子の璽綬を持ち、東向して太子に授く。太子 再拝し、三たび稽首す。謁者「皇太子臣某」と贊すれば、中謁者「制して曰く可」と称す。三公 階上の殿に升起、万歳を賀す。因りて天下に大赦す。供をば賜わり、礼 畢われば、罷む。

(拝皇太子之儀。百官会、位定、謁者引皇太子当御坐殿下、北面。司空当太子西北、東面立。読策書畢、中常侍持皇太子璽綬東向授太子。太子再拝、三稽首。謁者贊皇太子臣某、中謁者称制曰「可」。三公升階上殿、賀寿万歳。因大赦天下。供賜礼畢、罷。)

とある。

ここで注目し値するのは、即位の礼を行った際、「皇太子を拝するの儀(拝皇太子之儀)」を行った際、太子の朝位が太子の身分の変化

によって変わったことである。

まず、皇子が太子になったとき、その朝位は殿下に位置し、北面して皇帝に拝謁したのである。その時点では、「朝」空間において、太子が「北面」の位に即くため、太子の非皇帝の身分が表現されている。しかし、このときの太子の朝位は「御坐の殿下に当たるところであり、官吏らの朝位の範囲外に位置していることにも注意する必要がある。この太子位は殿下にあり、皇帝位に正対している。さらに、皇太子を拝する儀を行う際、「百官 会し、位 定む」。百官の位は兩堂塗の左右に位置している。文官は東側に位置し、武將は西側に位置している。この武將が西に位置し、文官が東に位置することによって、西・中・東の区画が形成される。この朝位によって形成される「中」の区画にあるのは、皇帝の朝位と太子の朝位である。皇帝と太子の朝位の違いは、①皇帝の朝位が殿上にあり、太子の朝位が殿下にあること、②皇帝が「南面」し、太子が「北面」していることである。これは空間的な「朝位」が太子の非皇帝の身分・非文武官吏の身分を反映した表現である。

先帝が崩御した後、太子は準皇帝²²となり、その朝位は殿下より殿上に変更された。しかし、準皇帝としての太子は未だ南面することはできなかった。さらに、太子は皇帝の「玉璽・綬」を継承した後、「真皇帝」になってはじめて南面するようになり、即位が完了するのである。

太子の朝位が殿下から殿上に変化すること、および「非南面」より「南面」に変化することは、朝位が身分の変化によって変わることを表している。それと同時に、朝位の空間的变化により、身分の変化が見られることも表している。

上記の太子の2つの朝位から、殿下にある太子位は太子の非皇帝の身分を表し、殿上に

ある太子位は太子の準皇帝の君主身分を表していることが見られる。

ところが、その殿下と殿上の間には「陞」(天子階)が存在している。ゆえに、「陞」にある朝位は無視できない。よって次節では、「陞」における朝位について考察する。

3. 「陞」における「臨軒」・「陞戟」位

「陞」は「殿」と「廷」の間にある立体施設であり、「殿」と「廷」の上下の高さの違いを媒介し、両者を連結するものである。この施設には、皇帝の朝位および陞戟の朝位がある。

3.1. 殿上における「臨軒」位

「殿上」の皇帝の位のほかに、「殿上」にはもう一つの皇帝の位がある。それは「臨軒」位である。

史料2

正月の旦、天子 徳陽殿に幸し、臨軒す。公・卿・将・大夫・百官 各々位を陪して朝賀す。蛮・貊・胡・羌 朝貢す。畢われば、郡に属する計吏を見るに、皆陞観し、庭燎す。宗室の諸劉 親会すること万人以上、西面に立つ。位 既に定まれば、寿を上る。群計吏 中庭に北面して立ち、太官食を上り、群臣に酒食を賜うに、〔西より入り東より出づ〕。

(正月旦、天子幸徳陽殿、臨軒。公、卿、将、大夫、百官各陪位朝賀。蛮・貊・胡・羌朝貢畢、見属郡計吏、皆陞観、庭燎。宗室諸劉親会、万人以上、立西面。位既定、上寿。群計吏中庭北面立、太官上食、賜群臣酒食、〔西入東出〕。)²³

史料2は大朝会を行う時、皇帝が臨軒して

群臣と会見する場面に関する記述である。これによれば、「臨軒」位は、皇帝が大朝会の際に、群臣の拝謁を受ける朝位であることがわかる。

「軒」は軒欄で囲まれた陞の一部である²⁴。「臨軒」位の具体的な場所について、『鄴中記』と『晋起居注』にある「臨軒」に関する記載は考察の手がかりとなる。

『鄴中記』に「石虎 正会するに、虎 正殿において南面して臨軒す（石虎正会、虎於正殿南面臨軒）」とあり、『晋起居注』に「御臨軒し、太極殿前において大会せり（御臨軒、大会於太極殿前）」および「太始四年正月、上 臨軒し、群臣を太極前殿に朝せしめ、安平王に詔して、輿車に載りて殿に昇らしむ。上 阼階に於いて迎拜す（太始四年正月、上臨軒朝群臣於太極前殿、詔安平王載輿車昇殿、上迎拜於阼階）」²⁵とある。

ここで注目したいのは、「南面して臨軒すること」、「殿前」、および「殿に昇らしむ」ことである。すなわち、「臨軒」位は、「南面」して、「殿前」に位置し、さらに「殿陞」の上にあるのである。図で示すと、図3のようになるであろう。

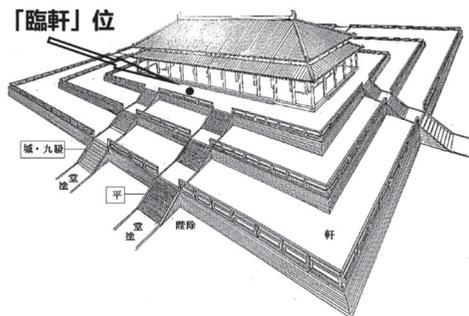


図3 「臨軒」位イメージ図

出所：拙稿「秦漢時代における「天子階」（陞）の構造・機能とその変遷」（『東アジア研究』16号、2018年3月）に載せた原図を元に筆者作成

3.2. 「陞側」・「殿下」の「陞戟」位

蔡邕の『独断』に「天子 必ず近臣有り、兵を執りて陞側に陳し、以て不虞を戒む（天子必有近臣、執兵陳於陞側、以戒不虞）」とある。

皇帝の朝位は「殿上」にあり、あるいは「陞上」の「臨軒」位に位置する。皇帝を守るため、皇帝の朝位に近い「陞」において、「陞戟」位が設けられる。

『漢書』霍光伝に「侍御数百人皆な兵を持ち、期門武士陞戟し、殿の下に陳列す（侍御数百人皆持兵、期門武士陞戟、陳列殿下）」とあり、顔師古はこれに「陞戟とは、戟を執り、以て陞下を衛るを謂うなり（陞戟謂執戟以衛陞下也）」と注を附している。つまり、侍御と期門武士は陞下を守るために、兵器を持ち、殿の下に並んだ。つまり「陞戟位」は殿の下にあったのである。

『漢書』東方朔伝に「是の時、（東方）朔殿下にて陞戟す（是時、朔陞戟殿下）」とあり、顔師古はこれに「戟を持ち、陞側に列す（持戟列陞側）」と注釈している。よって、「陞戟位」は陞の側に位置すると考えられる。

上記の『漢書』霍光伝、東方朔伝および顔師古の注釈により、皇帝を守るために設置される「陞戟」位は殿の下・陞の側に位置することがわかる。すなわち、「重軒三階」の上下三重の軒に位置するのである。「陞戟」位と軒との位置関係を図で示すと、図4のようになるかと推測される。

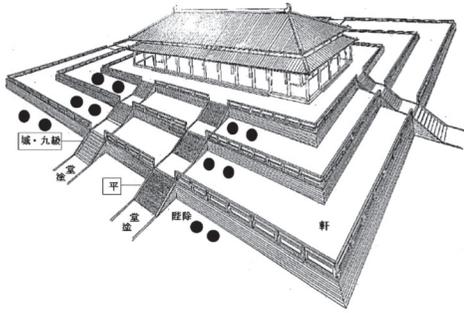


図4 「陛戟」位イメージ図²⁶

出所：拙稿「秦漢時代における「天子階」(陛)の構造・機能とその変遷」(『東アジア研究』16号、2018年3月)に載せた原図を元に筆者作成

4. 「廷」における「百僚」・「陛觀」位

4.1. 「左右廷中」の「百僚」位

『説文解字』に「中庭の左右に列し、之を位と謂う(列中庭之左右謂之位)」とある。また、班固『西都賦』に「廷中の左右に、朝堂百僚の位あり(左右廷中、朝堂百僚之位)」とある。

「廷」においては、「百僚」の朝位を設置するのである。そのうえ、ここで注意すべき点は「中庭の左右」と「左右廷中」である。つまり、「廷」には左廷・中廷・右廷の区画がある。左廷・中廷・右廷は「廷」にある「堂塗」によって区画されたのである。

「堂塗」は階の前・階の下にある「道」ということがわかる。「廷」の中にある。その数は「兩条」である。「堂塗」の北端は階と繋がり、南端は門の下と繋がる²⁷。

「堂塗」全体は陛と廷の空間を総合的に西・中・東部に分けた。中部は皇帝の御在所に直面する空間であり、「朝」において儀礼を行なう中心空間である。また、「堂塗」で分けられた西・東部は官吏の位置である。

また、『漢書』叔孫通伝に「漢の七年、長樂宮成り。諸侯、群臣皆な十月に朝す……功臣・列侯・諸將軍・軍吏、次を以て西方に陳

んで東向す。文官の丞相以下、東方に陳んで西向す。(漢七年、長樂宮成、諸侯群臣皆朝十月……功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東向。文官丞相以下陳東方、西向)」とある。「廷」にある「百僚」の朝位も武西・文東である。その武西・文東の領域は「堂塗」によって区別された。武西・文東の順次は表2と表3のようになる。

表2 前漢の武官(西)・文官(東)の順次

武官(西)	文官(東)
太尉(大司馬)	丞相(相国、大司徒)
驃騎將軍	御史大夫(大司空)
車騎將軍	太常(奉常)
衛將軍	太僕
度遼將軍	廷尉
前將軍	典客(大行令、大鴻臚)
後將軍	宗正
左將軍	大司農
右將軍	少府
郎中令	
衛尉	
中尉(執金吾)	

出典：『漢書』百官公卿表より作成。

表3 後漢の武官(西)・文官(東)の順次

武官(西)	文官(東)
太尉	太傅
大將軍	司徒
驃騎將軍	司空
車騎將軍	太常
衛將軍	太僕
度遼將軍	廷尉
前將軍	大鴻臚
後將軍	宗正
左將軍	大司農
右將軍	将作大匠
光祿勳	
衛尉	
執金吾	
城門校尉	
屯騎校尉	
歩兵校尉	
長水校尉	
射聲校尉	
司隸校尉	
北軍中候	

出典：『後漢書』百官志より作成。

4.2. 「中廷」の「陞觀」位

「廷」において、「左右廷中」の「百僚」位のほかに、両「堂塗」の間に位置する中廷には「陞觀」位がある。前引した史料2によれば「陞觀」という位が目されるべきであると思われる。

『礼記』経解に「朝觀の礼は、君臣の義を明らかにする所以なり（朝觀之礼、所以明君臣之義也）」とある。すなわち、朝觀の礼の根本的な目的は、君主・臣下の身分を明確にすることである。そのうえ、『礼記』曲礼に「天子 依に当たりて立ち、諸侯 北面して天子に見ゆるを觀と曰う（天子当依而立、諸侯北面而見天子、曰觀）」とあり、『礼記』郊特牲に「觀礼、天子 堂より下りて諸侯を見ず（觀礼、天子不下堂而見諸侯）」とある。この曲礼と郊特牲の記述には注目すべきところがある。それは、①「北面して天子に見ゆる」こと、②「天子 堂より下」らないことである。

「朝」空間において、南面することは君主の身分を表し、北面することは臣下の身分を表すのである。「陞觀」位は北面して皇帝に拝謁する位である。その具体的な位置について、上記『礼記』郊特牲の記述によって推定すれば、拝謁を受ける皇帝は高いところに位置し、拝謁する人は低いところに位置すべきである。さらに、この時の皇帝が「臨軒」しており、陞上の「臨軒」位に位置しているため、「陞觀」位は陛下に位置し、北面して「臨軒」位に拝謁していると判断できる。すなわち、「陞觀」位はおそらく左廷・右廷には設置されず、中廷に置かれて陛に近い殿下の場所に位置したと考えられる。図で示すと、図5のようになるであろう。

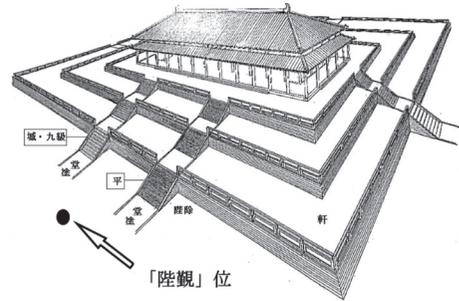


図5 「陞觀」位イメージ図

出所：拙稿「秦漢時代における「天子階」（陞）の構造・機能とその変遷」（『東アジア研究』16号、2018年3月）に載せた原図を元に筆者作成

おわりに

空間位置はイデオロギーの次元において、概念を実体化するための基礎の一つである。人間世界の権力構造はしばしば空間的なパターンで具象化・可視化されている。空間位置そのものが権力構造を反映していると言える。かえって、空間の機能は人間を通して発揮されるのである。

人間がどのような社会的な価値があるか、どのような社会的規範に従うべきか、どのような身分を持っているか、どのような責任があるか、ということは全て空間的な位置によって確認されて認識されるのである。したがって、「朝」空間の役割を果たすために不可欠なことは、「朝」空間における人々の位置である。

『漢書』梅福伝に、

（梅福）上書して曰く、「臣 聞く、『其の位に在^{あら}ざれば、其の政^{まつりごと}を謀^{はか}らず』と。政は職なり。位^{くらいひく}卑くして言^{ことば}高きは罪なり」と。

（（梅福）上書曰「臣聞『不在其位、不謀其政。』政者職也、位卑而言高者罪也。」）

とある。すなわち、職務を担当していない者

は、その職務に関する事柄に気を与ってはならない。自分の地位を意識することは、自分の身分・職務・責任を正確に了解することの基礎である。「朝」空間において、空間的な朝位は人々の地位の表れであり、人々の身分を反映しているものである。

「朝」空間における朝位の位置関係は上下・南北・東西・居中・内外がある。上下の位置関係は、立体的な「朝」空間にある上・中・下層の区画を表現し、南北・東西・居中・内外の位置関係は、平面的な「朝」空間にある区画を表している。以下において、改めてそれぞれの特徴と意義について簡単に述べ、本稿の結論とする。

第一に、朝位の上下について

「朝位」空間を検討するとき、朝位には上下の違いがあることがわかる。上層空間にあるのは皇帝位である。

前引した「殿堂の上、ただ天子のみ床に居り、その余皆な席を幅く」との記述により、殿上の皇帝位が床の上に設置され、殿上の地面に設置された官僚らの位より高い、とことがわかる。皇帝位が「臨軒」位に設置される際、陸上にあるため、廷にある「百僚」位・「陞觀」位より高い。皇帝の朝位は全て「天子階」(陞)の上に設置される。陞は「朝」空間の上下を区別し、皇帝の尊貴の身分を強調する役割を果たす。特に、「大朝会」を行う時、皇帝が「臨軒」しているとき、「朝」空間の上下の区分が特に際立っている。この時点で、皇帝は陸上に位置し、皇帝を守る侍従は陞に位置し、百官は廷に位置している。これは「陞」によって区別される君と臣の違いである。「朝位」空間に反映される上下の位置関係において最も重要な点は、皇帝位が諸朝位をしのぐことである。立体的な「朝」空間において、上層「朝位」空間にあるのは皇帝位である。これは皇帝が臣下の上に「君臨」しているこ

とを可視化しているのである。「朝」空間において、皇帝が絶対的に上位にいることを表現している。

第二に、朝位の南北について

君位は「南面」しており、臣位は「北面」している。朝位の南北は君臣の身分を表現している。「朝」空間では、「南面」という朝位は特別な存在である。太后臨朝期の「南面」空席、「東面」太后位および「西面」少帝位の朝位状態は、皇帝親政期と太后臨朝期の差異を表現している。すなわち、親政していない少帝は「南面」する皇帝位に着席できないのであって、「南面」する皇帝位は親政している皇帝専用の朝位であったのである。

「東面為尊」という位置関係は秦漢時代においては皇帝専用の位置関係ではない。皇帝の身分を強調しない場合、および太后臨朝の場合において、「東面為尊」という位が「朝」空間に採用された。

第三に、朝位の東西について

「殿上」の東西朝位は普遍的な「東面為尊」の順次次第を採用している。太后の位は西にあり、少帝の位は東にある。西の位は賓位と称され、東の位は主位と称される。太后が西位につくことは尊敬される身分を表現している。同時に、「朝」空間において、少帝が東位につくことも皇帝の「朝」の主人身分を反映している。

且つまた、「廷」における東西朝位は、周代の君主との親疎関係・宗族関係によって定められた朝位とは異なり、百官の職務によって文・武を区別して設置された。

第四に、朝位の居中について

「朝位」空間の全体を検討すると、諸朝位の中には「居中」位が実際に存在していることがみられる。まず、殿上の皇帝位は両楹の間にある。すなわち、「両楹」は左右であり、皇帝位は中位である。それから、陸上の「臨軒」

位は兩階の間にある。すなわち、東西兩階は左右であり、その間にある「臨軒」位は中位である。さらに、「廷」における百僚位の間に、「中」の区画がある。皇太子を拝する儀を行う時、「殿下」の太子位は「中」の区画に設置される。兩楹の間にある中位（「殿上」皇帝位）、兩階の間にある中位（「臨軒」位）、百僚位を設置する左右廷の間にある「中」の区画は、「朝位」空間の「居中」区画（中央領域）を構成する。この「居中」区画には、帝国の君主位・帝国の準君主位・君主に拝謁する位がある。ここで注目したいのは、この「居中」区画に設置される「朝位」は全て帝国の君主に関連していることである。「居中」の諸朝位を連結して線にすれば、「朝」空間の中軸線は見られるようになった。この中軸線の上にあるのは帝国の君主に関連している「朝位」である。

第五に、朝位の内外について

また、「朝」空間には垣・門・闕がある。すなわち、垣・門・闕によって「朝」空間には内外区画が形成された。したがって、「朝位」も内外の位置関係がある。

『漢官旧儀』には「宮司馬の内、百官、籍を案じ、出でて入る（宮司馬内、百官案籍出入）」²⁸とある。このような門の出入りの禁制があるため、門内と門外を2つの領域に分ける。つまり、垣・門があるため、垣・門の以内と以外にある朝位は内・外の区別がある。例えば、『漢書』東方朔に関する記事はこのことを表す。最初に東方朔が「文辞不遜にして、高く自ら称誉す。上、之を偉とし、公車に待詔せしむ（文辞不遜、高自称譽、上偉之、令待詔公車）」²⁹るのであった。前漢の公車機構は宮城の北闕に設置された役所である。すなわち、この時の東方朔は宮門に入れる権利はない。自分の才能を果たして待遇改善を訴えるため、その後、武帝に政策の意見を提出

し、武帝の認めを得て、その結果、「金馬門に待詔せしめ、稍く親近せらるるを得（待詔金馬門、稍得親近）」³⁰となった。金馬門が宮内にあるため、この時の東方朔は宮門に入る許可を得て、武帝に前より近くなる。すなわち、東方朔の朝位は最初に北闕の外にあり、その後、金馬門の外に変わった。この朝位の空間的変化は東方朔と武帝の親近程度の変化を表明している。それと共に、東方朔は帝国にとって前より重要になり、その身分が前より貴になったことも表現している。

「朝位」の内外の関係は、その「貴賤の等を辨」ずることに役立っていた。内と外は、人々が皇帝との遠近を示し、皇帝との親近程度を反映し、帝国にとっての重要性を表現していた。

総じていえば、「朝」空間において、皇帝と臣下の貴賤・尊卑・上下および身分の違いは「南面」の君位と「北面」の臣位によって表現されるのである。帝国の「朝」空間において、「帝の位に即き、南面して立ち、群臣を朝す（即帝位、南面立、朝群臣）」（『後漢書』劉玄伝）という皇帝の朝位は制度化され、それが後世においても継承された。

「朝」空間内の朝位の制度化は、非朝空間においても朝位の役割を果たすことを可能にする。これは皇帝が巡幸するとき、帝都を去ったとき、その「行在所」は「朝」空間の機能を果たすことができる根本的原因である。帝都にある「朝」空間で決定された朝位は、君臣の上下関係を可視化し、人々にその上下関係をより深く認識させる。そのため、君臣は「朝」空間から離れても、「朝」空間と同様の施設を持たない空間においても、「朝」空間の政治儀礼に従い、政務をとることができ、朝礼を行うこともできる。これは、朝位の制度化を通して、巡幸途上に存在しない「朝」空間を人々の意識において視覚化して、存在

させる表現である。つまり、朝位によって、「朝」空間以外の場で「朝」空間の機能を果たす臨時的な「朝」をつくることができる。換言すれば、非「朝」空間においても、朝の

君臣関係を意識させ、朝の機能を果たすことを可能にすることも、朝位の果たす役割だったのである。

〔注〕

- ¹ 『周礼』夏官司馬の司士条に「正朝儀之位、辨其貴賤之等」とある。
- ² 『漢書』五行志に収録された「朝有著定」（『左伝』昭公十一年）という記録について、唐の顔師古は「朝内の列位 定処あり（朝内列位有定処）」と注釈を附している。
- ³ 曲柄容「漢代朝位有広狭二義考」（『江海学刊』、2016年第6期）
- ⁴ 鐘志輝「漢末公車令朝位変動及「都官長史」考辨」（『南陽師範学院学报（社会科学版）』、第15巻第11期、2016年11月）
- ⁵ 伊藤徳男「前漢の九卿について」（『東方学論集』、1954年第1期）
- ⁶ 阿部幸信「漢代における朝位と綬制について」（『東洋学报』、第82巻第3号、2000年）
- ⁷ 岡安勇「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」（『史学雑誌』、第92巻第9号、1983年）
- ⁸ 拙稿「先秦・秦漢「陛下」攷」（『山口大学文学会志』、第68巻、2018年3月）を参照。
- ⁹ 『芸文類聚』巻六十三・居処部三所収。
- ¹⁰ 『太平御覽』居処部・殿の条所収。
- ¹¹ 漢代諸帝の即位礼は初期の「廟」で即位することより、「樞前即位」することへ変化してきた。特に後漢諸帝は「樞前」で即位した。（金子修一『古代中国と皇帝祭祀』、汲古書院、2001年、205頁を参照）
- ¹² 『後漢書』礼儀志の大喪条に「大斂於兩楹之間」とある。
- ¹³ 『後漢書』礼儀志の大喪条より。
- ¹⁴ 「東面」と「西面」の席次関係は岡安勇「中国古代史料に現われた席次と皇帝西面について」（『史学雑誌』、第92巻第9期、1983年）において検討されている。しかし、筆者はここで、少帝と皇帝の「朝位」の差異は少帝と皇帝の身分の差異を反映していることを強調し、皇帝南面朝位が「空席」となったことを強調したい。拙稿「先秦・秦漢「陛下」攷」（『山口大学文学会志』、第68巻、2018年3月）において検討した通り、少帝が「南面」しないことは、皇太后臨朝期の「朝」空間には二人の「陛下」が存在するためである。臨朝している皇太后は少帝と共に「陛下」と称さ

れており、これは皇帝親政期とは異なる状態であり、皇太后臨朝期において、「南面」する親政「真皇帝」位は空席となっている。すなわち、皇太后臨朝期の少帝は「南面」する「真皇帝」位に着席できなかったのである。よって、少帝と皇帝の朝位は同一視すべきではなく、区別して再検討する必要があると思われる。したがって、本稿は上記の研究成果を踏襲して、少帝の西面朝位を改めて検討する。

- ¹⁵ 『後漢書』皇后紀に「東京皇統屢絶、権婦女主、外立者四帝、臨朝者六后、莫不定策帷帟、委事父兄、貪孩童以久其政、抑明賢以專其威」とある。「臨朝者六后」に対して、李賢は「章帝竇太后、和熹鄧太后、安思閻太后、順烈梁太后、桓思竇太后、靈思何太后也」と注を附している。
- ¹⁶ 『独断』には「漢天子……所在曰行在所」および「天子自謂曰行在所、猶言今雖在京師、行所至耳。巡狩天下、所奏事処皆為宮。在京師曰奏長安宮、在泰山則曰奏奉高宮。唯當時所在、或曰朝廷、亦依違尊者所都、連拳朝廷以言之也」とある。
- ¹⁷ 前掲注7に同じ。
- ¹⁸ 『決疑要注』に「凡殿堂坐位、以近尊為上、無尊者則已。東向者以北為上、南向者以西為上、南向者以南為上、北向者以東為上也」とある。
- ¹⁹ 『後漢書』律曆志の劉昭の注に引く『蔡邕集』の記載による。
- ²⁰ 前掲注10に同じ。
- ²¹ ほかに、『史記』陳丞相世家には「王陵者、故沛人、始為県豪、高祖微時、兄事陵。陵少文、任氣、好直言。及高祖起沛、入至咸陽、陵亦自聚党数千人、居南陽、不肯從沛公。及漢王之還攻項籍、陵乃以兵属漢。項羽取陵母置軍中、陵使至、則東嚮坐陵母、欲以招陵」とあり、『漢書』游俠樓護伝には「至王莽篡位、以旧恩召見護、封為樓旧里附城。而成都侯商子邑為大司空、貴重、商故人皆敬事邑、唯護自安如旧節、邑亦父事之、不敢有關。時請召賓客……坐者百数、皆離席伏、護独東嚮正坐」とある。
- ²² 準皇帝とは、もとの皇帝がすでに崩じたとき、未だ即位礼を完了していない皇太子である。本稿で、皇太子（皇帝が崩じなかったときの太子）・真皇帝（即位礼を完成した皇帝）・未だ即位礼を

完成していない皇太子を区別するため、準皇帝という術語を使用する。

²³ 『後漢書』 礼儀志の朝会条における劉昭注。

²⁴ 「軒」についての考察は、拙稿「秦漢時代における「天子階」（陛）の構造・機能とその変遷」（『東アジア研究』16号、2018年3月）を参照。

²⁵ 『太平御覽』 時序部・元日条所収。

²⁶ 黒丸が「陛戟」位を示す。「陛戟」位の確実な数は史料の制約のため、不明である。

²⁷ 「堂塗」についての説明は前掲注24に挙げる拙稿による。

²⁸ （清）孫星衍等輯『漢官六種』所収。

²⁹ 『漢書』 東方朔伝より。

³⁰ 同上。

参考資料（古籍出典）：

『漢書』（中華書局、1964年）

『漢官六種』（中華書局、1990年）

『芸文類聚』（上海古籍出版社、1999年）

『後漢書』（中華書局、1965年）

『史記』（中華書局、1963年）

『周礼訳注』（上海古籍出版社、2004年）

『春秋左伝正義』（北京大学出版社、2000年）

『申鑒』（世界書局、1967年）

『説文解字』（中華書局、1985年）

『全訳後漢書』（汲古書院、2001年）

『大戴礼記』（明治書院、1991年）

『太平御覽』（中華書局、1960年）

『独断』（台湾商務印書館、1966年）